

定款の一部改正について

1 協会の名称に関する規定の変更（第1条関係）

第1条に規定する当協会の名称を「一般社団法人秋田県産業資源循環協会」に変更し、その施行日（変更する日）を令和5年10月20日とする。

<変更理由>

近年、産業廃棄物の処理は、「資源循環」が求められ、業界においても、産業廃棄物を産業資源として循環させる業態に大きく変わりつつあります。

そのような中、全国組織及北海道東北の各道県協会や全国の多くの協会が、既に組織の名称を「産業資源循環協会」に変更しております。

そこで、本県協会においても、協会名称を「産業資源循環協会」に変更するものであります。

2 副会長職の人数に関する規定の変更（第21条第2項関係）

第21条第2項に規定する副会長職の人数を「2名体制から3名体制」に変更する。

<変更理由>

副会長は会長を補佐する役割を担っており、3人体制とすることにより協会執行部の強化を図る。

3 所要の変更（第4条、第5条、第43条第1項関係）

1) 第4条(4)に規定する全国産業廃棄物連合会を「全国産業資源循環連合会」に変更する。

<変更理由>

令和元年4月から全産連は名称を変更している。

2) 第5条(1)に規定する正会員の資格を規定する「・・・秋田県知事の許可を受けたもので、・・・」を「・・・秋田県内の許可を受けたもので・・・」に変更する。

<変更理由>

秋田市のみ許可を有している業者がある。

3) 第43条第1項に規定する決算報告及び決算に作成する書類の規定から、(3) 公益目的支出計画実施報告書及び(7) 財産目録を削除し、残り号を繰り上げるとともに、同条第2項についても同様の変更を行う。

<変更理由>

当協会は既に公益目的支出計画が終了している。

定款の一部改正（第1条協会名称変更 第5条会員資格 第21条第2項副会長の数）

現 行	変 更 案
<p>定款 (名称) 第1条 この法人は、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）と称する。</p> <p>(会員及びその資格) 第5条 協会に次の会員を置く。 (1) 正会員 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の処理を業として行うために秋田県知事の許可を受けた者で、県内に事務所又は事業所を有し、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人 以下省略</p> <p>(役員を設置) 第21条 協会に、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上22名以内 (2) 監事 3名以内 2 理事のうち1名を会長、<u>2名を副会長</u>とする。 以下省略</p> <p>(事業報告及び決算) 第43条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) <u>公益目的支出計画実施報告書</u> (4) 貸借対照表 (5) 損益計算書（正味財産増減計算書） (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (7) 財産目録</p>	<p>定款 (名称) 第1条 この法人は、一般社団法人秋田県産業資源循環協会（以下「協会」という。）と称する。</p> <p>(会員及びその資格) 第5条 協会に次の会員を置く。 (1) 正会員 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の処理を業として行うために秋田県における許可を受けた者で、県内に事務所又は事業所を有し、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人 以下省略</p> <p>(役員を設置) 第21条 協会に、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上22名以内 (2) 監事 3名以内 2 理事のうち1名を会長、<u>3名を副会長</u>とする。 以下省略</p> <p>(事業報告及び決算) 第43条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) <u>貸借対照表</u> (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録</p>

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
以下省略

付則

改正 平成26年6月6日

(第5条(1)をアとし、同じく(1)にイトウを追加。第19条に4を追加。 第22条2を削除し、3以降を繰り上げ。)

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
以下省略

付則

1 この定款は、平成26年6月6日から施行する。

(第5条(1)をアとし、同じく(1)にイトウを追加。第19条に4を追加。第22条2を削除し、3以降を繰り上げ。)

2 この定款は、令和5年6月2日から施行する。

(第1条、第5条第1項(1)ア、第21条第2項)

ただし、第1条は令和5年10月20日から施行する。